

沼津市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

沼津市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月22日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

沼津市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

事務	特定個人情報
不妊・不育症の治療に要する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定

	めるもの
	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
こどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報（以下「養育医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	沼津市ひとり親家庭等医療費助成規則（平成16年沼津市規則第43号）による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による助産施設への入所に関する情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	養育医療費関係情報であって規則で定めるもの
	沼津市こども医療費助成規則（平成10年沼津市規則第11号）による医療費の助成に関する情報（以下「こども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
重度障害者（児）の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
	ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
精神障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
	こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
	沼津市重度障害者（児）医療費助成規則（平成16年沼津市規則第42号）による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
	ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

「提案理由」

健康保険証の廃止に伴い、個人番号の利用に関する規定を改めるほか、所要の改正を行うものである。